

Title	支那と関税問題 ( 三 )
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.6 (1917. 6) ,p.745(39)- 759(53)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170601-0039">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170601-0039</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

より成る貨物に於けるが如くさまで明白にはあらざるもあらゆる他の貨物に於ても等しく之を認むるを得可し云々と。(未完)

### 支那と關稅問題 (三)

阿 部 秀 助

#### 三

吾人は前章に於て、輸入貨物の支那市場に於ける實際的価格と之れが海關に於ける評價格との間に著しき相違の存することを指摘せり、今、假りに支那政府が以上の状態に鑑みて、現實五分税に引上げし場合に、我が對支輸出商品は果して如何なる影響を被むる可きやに就きて考察するに、自から樂觀す可きものと悲觀せらるゝものとあり、即ち前者に就きて見る時は、黃燐燐寸(實際上の從價率六分四厘)安全燐寸(同五分一厘)九州炭(六分五厘)紙類(最高五分六厘)海産物(最高八分五厘)木材類(最高七分)等の如きは現時に於て既に現實五分以上に達するものなるを以て、關稅改正の結果、何等の損失を招かざるのみならず、寧ろ實際上有利の地位にあり、之れに反して、最も悲觀せらるゝものは、今日迄殆んど實際上、從價三分の地位にある綿

糸なりとす、今現時に於ける支那製綿糸と我邦の輸出綿糸との支那其者に於て負擔する課稅額に就きて、曩きに日本綿花株式會社取締役上海支店長たりし馬場義興氏の調査によるに、從來、日本綿糸の負擔せる輸入税は太糸、中糸、漂白を通じて、百斤に就き海關兩九匁五分にして、即ち每俵三百十斤と見做し、三兩九匁五分となる、而して之れを開港地より内地に搬入する場合には、別に釐金税として每俵九匁八分七厘の附加を要す、若二省以上に跨る遠隔の地に發送せらるゝ綿糸にして釐金重課の恐れあるものに對しては内地通過税即ち仔口半税として輸入税の半額を税關に支拂ひ釐金を免除せらるゝものなりとす、轉じて支那製綿糸の課稅狀態に就きて見るに税關を通じて他の商港に搬入せらるゝものに對しては百斤七匁の輸出税を課して一切の釐金を免除し、又税關を経由せずして、直に内地に輸送せらるゝものに對しては釐金税として釐金局又は認捐公所釐金徵收下請所に於て四十玉即ち大俵一俵に就き一兩四匁二分弱を課稅することゝなれり、以上を簡略に表を以て表はす時は左の如し。

日本綿糸負擔額

輸入税一擔に付	通過税を支拂ふ場合	釐金を支拂ふ場合
〇、九五	〇、九五	〇、九五
碼頭税其他	同	〇、四七五
〇、四七五	同上	〇、三一八六
仔に半税	釐金税	一、三一六一
一、四七二五	計	四、〇七九九一
一俵(三百十斤)		

支那製綿糸負擔額

輸出税一擔に付	又は釐金税
〇、七〇〇	〇、四七二七
碼頭税其他	釐金税の場合には不必要
〇、〇三五	〇、四七二七
計	〇、七三五
一俵(三百十斤)	一、四一八一

即ち、以上の表を比較對照する時は、支那製綿糸負擔額は日本糸の負擔額に比し税關を通過する場合は一俵に就き一兩八匁七分強乃至二兩三匁六分弱少く、税關を通過せざるものは二兩六匁六分強乃至三兩一匁四分強少きことゝなる、若課稅の多少を以て單に之れが競争能力を推定すとせば、我邦の綿糸は既に今日以前に於て著しき打撃を被むらざるを得ず、然るに事實は之れに反して左記の表の吾人に

示すが如く、我邦の綿糸は以上の如き不對等の條件下に大體を通じて年々進歩發達を遂ぐるの奇觀を呈するに至れり。

年次	英國綿糸擔	印度綿糸擔	日本綿糸	其他の綿糸	合計
一九〇四	八、二一八	一、六二八、七八三	六三八、七二九	五、一四八	二、二八〇、九二八
一九〇五	二一、八三七	一、八四六、八四六	六八一、四四二	三、六七二	二、五五三、七九七
一九〇六	三〇、七〇一	一、八四〇、二三五	六五四、三七一	一五、九一五	二、五四一、二二二
一九〇七	三三、一二八	一、六四〇、七八九	五六四、一四九	三五、三五三	二、二七三、四一九
一九〇八	二七、三一八	一、三六五、二七二	四〇〇、八六八	二九、二七七	一、八、二二、七三三
一九〇九	二一、七二九	一、六七五、四四〇	六七四、六五四	三四、二八七	二、四〇六、一一〇
一九一〇	五、一四七	一、三〇四、一五四	九三七、九〇八	三五、二六三	二、二八二、四七二
一九一一	七、七一九	一、〇五八、二六三	七六七、三四五	二六、七九九	一、八六〇、一二六
一九一二	一一、三三一	六二七、八三一	九二〇、五八九	七三八、七二七	二、二九八、四七九
一九一三	四、六一六	六五六、六四九	一、二七二、九八三	七五一、一一五	二、六八五、三六三

更に番手上より我邦綿糸の變遷(上海輸入)を見るに

番手	千九百十一年、十二年、十三年上半季平均	千九百十四年、十五年、十六年三箇年平均	増減
二十手	二、六〇	〇、八三	(七) 一、七七
中 絲	〇、九六	〇、一四	(+) 〇、八二
十六手以下	〇、〇七	〇、一八	(-) 〇、一一

即ち十六手及其以下の太糸は前後十年間に約二割五分を減じ、二十手及中絲は之れに反して著しく増加し、殊に近年、愛國布、提花布、其他、絹綿交織布の産出増加は益々中絲以上の需要を熾んらしめんとせり、此點に於て我邦の競争品は英國綿糸なるが、然かも英國綿糸が我紡績業者の努力如何によりて或程度迄之れを侵略し得ることは最近、我邦撚糸及シルケット糸の事實に徴して明かなり、現に上海駐在の一英國商務官は去三月「マンチエスタ」商業會議所に於て自國綿糸の支那市場に於ける悲觀説を公にするに至れり、吾人は信ず、我邦紡績業者にして更に一層の努力を重ねるに於ては、中絲以上に於ける輸出額の増加を圖ること今日以後に於て必ずしも困難にあらざる可し、第二に對支綿糸取引上、吾人の注意を要する點は從來見しが如く、單に支那人の仲介を以て満足せずして直輸入を試みるの一事なりとす、今、一例として四川省を舉げんに、同省は支那十八省中、最も大なるものに



して之れが人口約六十萬、日用品の産出極めて豊富なるに不拘、棉花のみは省内の産出額極めて僅少なる結果、同省民の需要に供せらるゝ棉花、綿糸、綿布は事實、同省輸入品中最も主要なる地位を占むるに至れり、而して外國綿糸にして始めて同省に輸入せられしは印度綿糸にして其中、十手の太番物最も歓迎せられしが、近來、生活程度の發達につれて、嗜好漸く高まり、粗布よりも細布を好むに至りしを以て綿糸も太番物次第に勢力を失して十四手、十六手、二十手等の輸入漸次旺盛となり、其結果、印度絲の獨占的地位破壊せられて日本綿糸、上海綿糸の侵入となるに至れり。而して同省に於ける印度綿糸は主として商標を以て賣買せらるゝ結果、其販路を他に蠶食せらるゝ共、之れが擴張を圖るに少からざる困難の存するに對して、日本綿糸は品質一定し、重量も殆んど均一なるを以て商標に關係なく我綿糸なる以上、何品にても自由に取引し得る利益なり、現に千九百十三年に於ける我邦綿糸の重慶輸入高は三月末に至る三月間に於て既に千三百九十俵即ち四千二百擔に達し、之れを前年同期の千六百四十二擔に比すれば約二倍半の増加となれり、若夫れ、我邦商人にして直接輸入の衝に當るに於ては以上の數量は更に増加するに至る

可く、況んや、四川に於ける重慶市場は左表の示すが如く、長江沿岸に於ける第一の綿糸市場にして漢口の繁榮を以てするも、綿糸の消化力に於ては到底之れが敵にあらず。

上海綿糸、外國綿糸輸入高

	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年
重慶	一九〇九年 擔	一九一〇年 擔	一九一一年 擔
宜昌	一四、四〇五	一四一、〇一九	三四〇、五九一
沙市	一七、五三三	九、六三七	八、〇四八
長沙	一五、四二九	一七、三三二	二一、八九〇
岳沙	一、七〇九	二二、三七一	三四、八〇三
漢口	三五〇、二八四	二、一二五	四、六五一
九江	一五二、四八七	二九四、二九一	一八七、〇七四
蕪湖	二八、一二九	八七、五三五	一四一、六六二
南京	三、五二二	四二、一〇〇	三九、二四二
鎮江	一五二、八五三	三、〇九二	二、五九三
		二〇、〇三〇	四、六四六

故に重慶市場に於ける我邦綿糸の聲價大なるに對して、從來の慣習たる支那人

の仲介的取引を離れて直輸出を開始し、敏活に活動するに於ては一面課税上失ふ所を回復すること、必ずしも困難にあらざる可し、又た況んや同市場は上海、漢口の如く之れが相場に於て變動の頻繁ならざる結果、取引上甚だ便利なる状態に存するに於てをや、更に第三の問題としては、關稅引上後に於ける支那紡績業の恐る可く憂ふ可きを力説する一事なりとす、蓋、同國に於ける此事業の起源は今を去る二十七年前即ち光緒十六年、時の北洋大臣李鴻章、上海に洋布局なるものを設置せしを之れが始めとす、然るに同工場は三年後に於て火災に罹り、全工場爲めに烏有に歸せしを以て李鴻章は時の天津海關道臺盛宣懷に命じ株式組織を以て更に一紡績工場を上海に設立せしあたり、此工場は即ち現今の集成公司の前身たり、斯くの如く支那人方面に於ける此事業の勃興と共に、又、他の一面に於ては、外國人が單に綿糸の輸入を以て満足せずして、進んで紡績工場の設立を企つるに至れり、即ち我邦が馬關條約によりて支那に工場の設置權を獲得するや、自余の列強も亦、之れに倣ひ、爾來、續々として之れが設立を見るに至り、千九百十三年に於ける支那紡績工場の状態は左の如し。

工場	設立時期	所在地	所有者	錠數	織機數	資本金
振華	一九〇六年	上海	支那人	一一、六四八	—	四〇〇、〇〇〇兩
日信	一九〇七年	上海	日本人	九、三九二	—	在日本工場と共同計算
集成	一八九五年	上海	支那人	六五、五二〇	六〇六	—
臨和	一八九五年	上海	英國人	七二、二六四	五〇〇	一、一二〇、八五〇
恒豐	一八九〇年	上海	支那人	一五、五七六	三五〇	—
鴻源	一八九五年	上海	米國人	四三、〇五六	三〇〇	九五七、八〇〇
公益	一九〇七年	上海	英國人	二五、五七六	三〇〇	五三六、五〇〇
老公茂	一八九五年	上海	英國人	四〇、〇〇〇	—	八〇〇、〇〇〇
内外	一九一一年	上海	日本人	五〇、〇〇〇	—	在日本工場と共同計算
上海紡績	一九〇八年	上海	日本人	四五、八七二	五一〇	一、〇〇〇、〇〇〇
瑞記	一八九五年	上海	獨逸人	四〇、〇六〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇
同昌	一九〇七年	上海	支那人	一一、二〇〇	—	三〇〇、〇〇〇
裕通	一九〇〇年	上海	支那人	一八、二〇〇	三〇〇	—
裕源	一八九五年	上海	支那人	二六、九三六	—	—
楊樹浦	一八九五年	上海	英國人	九、九三六	—	—
小計	—	—	—	四四五、八七四	二、七四六	—
濟泰	一九〇六年	太倉	支那人	一一、二〇〇	—	—

振新	一九〇六	無錫	支那人	一〇、一九二	
業勸	一八九六	無錫	支那人	一二、五〇〇	
蘇綿	一八九六	蘇州	支那人	二五、〇〇〇	
利川	一九〇八	江陰	支那人	一五、〇四〇	
大生	一八九七	通洲	支那人	四〇、二五〇	
大生	一九〇五	崇明	支那人	二六、〇〇〇	
通久源	一九〇六	寧波	支那人	一八、八〇〇	二二六
和豐	一八九五	寧波	支那人	一六、八〇〇	
通惠公	一九〇七	蕭山	支那人	一二、〇〇〇	
通益公	一八九七	抗洲	支那人	二〇、一六〇	
廣益	一九〇九	彰德府	支那人	二五、〇〇〇	
織布局	一八九四	武昌	支那人	四〇、七〇〇	六五六
紡紗局	一八九四	武昌	支那人	五〇、〇〇〇	
慶祥	不明	資抵	支那人	一、一〇〇	
裕新	不明	昭文	支那人	一〇、一九二	
怡和	一九〇一	香港	英國人	五〇、七〇〇	
總計				八三二、五一四	三、六一八

即ち以上の表によれば、工場總數三十二、錘數總數八十三萬二千五百十四、織機總

數三千六百十八にして、右の内十五工場、數錘此四十四萬五千八百七十四、織機數二千七百四十六は上海にあり、其他は抗州、蘇州、寧波、香港、武昌等に散在す、更に以上を各國の所有者別にする時は、

支那人	二二	工場數	三五六、二三四	織掛數	二、〇〇八
日本人	三		一〇五、二六四		五一〇
英國人	五		二八七、九〇〇		八〇〇
獨逸人	一		四〇、〇六〇		
米國人	一		四三、〇五六		三〇〇

即ち外人の手によりて、經營せらるゝ工場は十ヶ所にして此錘數四十七萬六千二百八十、織機數一千六百十に對し支那人の經營にかゝるものは、工場數二十二、此錘數三十五萬六千二百三十四、織機數二千八に達す、更に最近(一昨年末)の調査によれば同國に於ける運轉錘數約一百万、投下資本三千萬元にして本邦紡績業の約三分の一に達すとあり、以上數字上より見る時は、支那に於ける紡績業は表面甚しく進歩せしが如きも、其實、支那人によりて經營せらるゝものは、千九百十三年前後に



於ける状態の吾人に示すが如く當時通州の大生紡績を除く外、或は全部休業し、或は三四日運轉して二三日休業せしものなり、或は運轉を繼續するものにあつても經營の方法宜しき得ざるを以て累年欠損を重ねしものなり、更に最近吾人の耳にせし處によれば、支那人經營にかゝるものは、一般に資金の準備乏しく且金融機關の圓滑ならざる爲、原棉買入に際し常に東洋品を以てし、尙ほ多少有力なる會社と雖、漸く一ヶ月位の準備力を有するに過ぎざる結果、買入の都度、原棉の暴騰に會して原價を高め、非常に不利なる立場に存すと、殊に今回は印度爲替大逼迫の爲め、印度棉花の取引全く杜絶し、更に支那棉花の昂騰となり、且つ品拂底の結果は、各會社をして一時休鍾の状態に陥らしめ、各市場に於ける支那綿糸激減の傾向を發生するに至れりと、之れを要するに、吾人は以上の事情によつて支那紡績業の欠點たる工場管理の困難と職工労働能率の低級とが假りに避け得るとなすも、然かも關稅引上後に於ける彼邦の紡績業が之れが爲めに非常なる競争能力を發揮し得可しとは吾人の信ずること能はざも處なり、更に第四の問題としては我邦紡績業の現況が何等悲觀に價せざることなりとす、即ち最近紡績聯合會が發表せる昨年下半年

期に於ける紡績會社成績表を以て同年上半年期及歐州戰亂勃發前の三年上半期成績に比較せんか、個々の細目に於て見れば時に減退を示せるものなきにしもあらずと雖然かも資本金、拂込濟資本金、該積立金、固定資本消却金、純益金、配當金等の重要項目に至つては、以下の表の吾人に示す如く、何れも著しき増加をなせり。

會社數	五年下半年期		五年上半期	
	千圓	千圓	千圓	千圓
資本金	一三三、一九二	一〇六、二九八	一一二、三九八	三三
拂込資本金	九六、七六九	八三、九五五	八五、八六四	
該積立金	四一、〇四七	三七、九五二	三四、八四九	
社債及借入金	二二、九一二	二二、六二七	二六、五七五	
固定資本	一一〇、七七二	一一六、四一〇	一一三、四五二	
固定資本消却金	一一、〇五八	三、九五四	二、三一〇	
前期繰越金	一〇、五〇〇	八、三九〇	七、八九六	
純益金	一八、七一六	一三、二四八	八、六三三	
配當金	一一、三八三	八、三〇七	六、九七三	
積立金	四、九八七	二、七〇四	一、二二六	
繰越金	一一、八四四	一〇、六二七	八、三三〇	



更に昨年下半年に於ける我邦紡績會社の主要なるもの就きて之れが成績を比較すれば左の如し。

會社名	資本金	拂込資本金	諸積立金	社債及借入金	定常期固定資本金	前期繰越金	當期純益金	當期配當金	當期積立金	後期繰越金	配當年率
尼崎紡績	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	四、三二七、八三三	四、三二七、八三三	一、三二五、三九二	二、三三八、七五七	一、三八八、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	特別二、〇〇〇
東洋紡績	二五、〇〇〇、〇〇〇	二七、四四五、〇〇〇	九、五七三、〇〇一	二、〇〇〇、〇〇〇	一六、三九八、九三三	一、五五五、三〇〇	四、〇〇八、四四三	一、九二五、七五二	二、四九八、一三三	二、四九八、一三三	特別一、〇〇〇
鐘淵紡績	一七、四七〇、〇〇〇	一四、六六六、三三〇	九、七〇七、七〇七	四、五五〇、〇〇〇	一六、八〇九、〇〇〇	二、六四四、四九四	三、三三八、三三七	二、三四四、九四五	七〇、〇〇〇	二、九七七、八六六	特別〇、四〇〇
富士瓦斯紡績	一八、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	三、六四四、八三三	五、〇〇〇、〇〇〇	三、三三五、五五五	二〇〇、〇〇〇	一、六二〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	二、一八六、九六九	臨時一、四〇〇
日清紡績	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、九六九、六〇〇	二、五五七、七〇〇	五〇〇、〇〇〇	四、四二一、九六八	三〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、三三四	三三〇、〇〇〇	六四、三三三	特別〇、四〇〇
東京キヤリ	一五、〇〇〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	七、五五〇、〇〇〇	—	二、三三〇、五五六	三〇、〇〇〇	三、三九五、七一五	一、五五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、一六六	特別〇、三〇〇

尙ほ各會社の配當に就きて最近當業者の豫想によれば各會社は本年九月頃の原料綿を昨年安値時代に買込しと、綿糸布の賣約本年六七月頃迄の分既に成立せし結果、重なる會社は何れも五分乃至一割の増配をなし得べしと、以上の好況は勿論、歐洲戰亂に負ふ處なるも、然かも此間に増殖せられたる資力が、之れが貧弱なる支那紡績業に向つて有力なる戰鬪的能力を發揮し得きや明かなり、吾人は以上、數

多の事情よりして關稅引上問題は必ずしも當業者が憂ふるが如く、然かく憂ふ可き問題にあらずと信ず、只だ此問題を參戰條件とする一事は支那の將來にとりて禍根を遺すものとして吾人の極力反對せんと欲する處なりとす。

吾人が此項を草し終る際、武昌城外に建設中の第一紡績公司の現況を耳にするに至れり、同公司は一昨年日貨排斥の際、武漢の綿糸商が株金を募り設立せしものなるも、最近、建設委員が巨額の資金を費消せし結果、其前途悲觀せられ、株主中には早くも出資金の返還を要求するものありと、斯くの如きは支那人經營の事業が必ずしも恐る可きものにあらざることを裏書せしものにあらずして何ぞ。